

障害支援区分認定調査等業務委託契約書（案）

日進市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、障害支援区分認定調査（以下「調査」という。）の業務の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第1条 甲は、調査の業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（実施方法）

第2条 甲は、乙に対し、調査対象者を通知する。乙は当該調査対象者に対し、調査を実施し、その結果を甲の定める期日まで甲に報告する。

また、本契約書に定めのない事項等については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（受託者の義務）

第3条 乙は、障害者総合支援法第20条第3項に基づく厚生労働省令で定める者に調査を行わせるものとする。

2 乙は、受託業務の開始に際しては、予め調査に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書等の写しを甲に提出するものとする。

3 乙は、調査に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

4 乙は、調査に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を甲に対して負うものとする。

(1) 対象者への訪問を行うとともに、調査を適正に実施する。

(2) 前号の調査結果を、速やかに甲に報告する。

（委託料）

第4条 甲は、調査の業務の委託料として、次に定めるところにより算定される額を、乙に支払うものとする。

調査1件当たり 3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（委託料の支払い）

第5条 乙は、毎月業務終了後、甲の定める期日までに、当該月の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき、乙からの適正なる請求書の受理後30日以内に、乙に対し委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を、第三者に再委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合はこの限りではない。

（業務実施の指示）

第8条 甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

（移動手段）

第9条 調査に必要な交通の手段は、乙が用意するものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙及び調査に従事する者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た調査の対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 乙は、調査の際に事故が発生した場合には、速やかに、甲、調査の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、調査の対象者に対する調査により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 乙は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(報告書の提出)

第13条 乙は、毎月の受託業務の実施状況を、甲の定める期日までに、文書により甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(立ち入り調査等)

第14条 甲は、委託業務について、乙の事業所に対し、立ち入り調査し、必要な報告を求め、委託業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 指定相談支援事業者及び指定障害者支援施設の指定を取り消されたとき。
- (2) 指定相談支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 不正な調査を行うなど、本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反により、この契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 契約の解除を申し出たとき。

(疑義の解決)

第16条 本契約に定める事項その他調査の業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

(受託期間)

第17条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 日進市蟹甲町池下268番地

日進市長 萩野幸三

乙

個人情報取扱特記事項

- 1 受託者（以下「乙」という。）は、この業務による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 4 乙は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、日進市（以下「甲」という。）の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- 6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。
- 7 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。